

# ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた  
取組の推進に関する法律(平成28年6月3日法律第68号)

和歌山県 企画部 国際課

# ヘイトスピーチとは

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、

日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの、一方的な内容の言動のこと



# 解説

- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」については、ヘイトスピーチ解消法第二条において定義されている。

「本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」

# 不当な差別的言動の定義

## ◆危害を加えようとするもの

「〇〇人は殺せ」

「〇〇人を海に投げ入れろ」

## ◆著しく見下すような内容のもの

差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるもの。

隠語や略語、一部を伏字にした発言も含む。

## ◆合理的な理由なく、一律に排除・排斥することを あおり立てるもの

「〇〇人はこの町から出て行け」

「〇〇人は祖国に帰れ」

「〇〇人は強制送還すべきだ」

## (参考)ヘイトスピーチ解消法 前文

我が国においては、近年、**本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由**として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の**地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動**が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような**不当な差別的言動は許されない**ことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、**国民に周知を図り、その理解と協力**を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

# ヘイトスピーチの問題性

人種的憎悪や民族的差別を扇動する言動は  
相手個人の尊厳を傷つけるだけでなく

地域社会の深刻な亀裂

新たな差別意識の発生

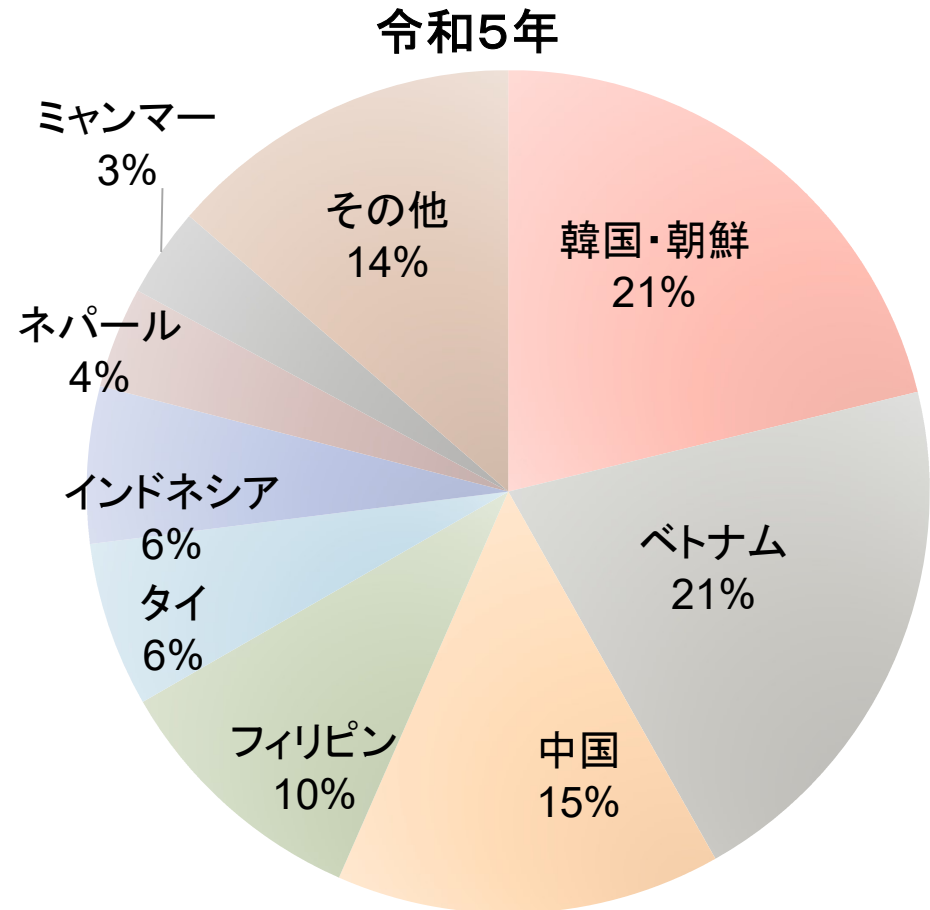
} の恐れ

民族や国籍等の違いを認め、理解を深めることが重要

# 和歌山県の在留外国人人数

在留外国人人数(人) 法務省調べ

	平成30年	令和5年
韓国・朝鮮	2,177	1,927
ベトナム	724	1,874
中国	1,372	1,342
フィリピン	725	919
タイ	452	575
インドネシア	210	547
ネパール	56	352
ミャンマー	21	312
その他	939	1,242
合計	6,676	9,090



(令和5年末時点)